

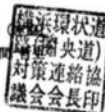
平成 23 年 11 月 17 日

横浜市栄区

区長 尾仲 富士夫 殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会

会長 比留間



## 11 月 10 日付貴回答について

9 月 7 日及び 10 月 7 日付当方の質問書に対する 11 月 10 日付貴回答は殆んどが見当外れであり、その上言い逃れに終始した極めて不誠実なものです。私達は区民に対する区政担当者のこのような回答が罷り通ることは到底容認できず、以下に質問項目毎に具体的にこのことを申し述べて厳しい反省を求めるものです。

### 記

#### I. 9 月 7 日付質問書に対する回答について

##### 質問 1 への回答

質問 1 では 22 年度に 3000 人の区民を対象に大規模な意識調査を実施したのに、その僅か 1 年後に 1500 人を対象に大規模なアンケート調査を行う必要があるのか、その理由について説明を求めた。これに対して回答は「栄区では様々な形で区民の皆さんの声をうかがう機会を確保しながら区政を進めているところです」とし、その例として自治会、町内会や区内の各種団体などへの説明をはじめとして様々な場や手段によって区民の皆さんの声をお聞きしています、とした上で「この一環として平成 23 年度の区民アンケートを実施しています」と述べている。しかし、これは質問には何も答えず、単に調査のやり方を述べているに過ぎず、見当外れ以外の何ものでもない。

回答の中で「・・・無秩序に区民の方を抽出し、5 年ごとに実施している区民意識調査など・・・」とあるように、従来栄区では大規模な意識調査は 5 年毎に行われてきており、その間には数百人程度を対象にアンケート調査が実施されてきている。このような栄区の前例を破ってなぜ本年度だけ 1500 人を対象に大規模なアンケートを行ったのかその理由について説明を求めているのである。これにまともに答えない、というよりも答えられないのは、そこに意図的なものがあることを窺わせるに十分である。

##### 質問 2 への回答

「質問 1 への回答と同様です」とあるがこれは全く回答になっていない。質問 1 は 22 年度に 3000 人の区民を対象に大規模な意識調査を行いながら、僅か 1 年後の本年度に 1500 人も区民を対象にアンケート調査を行う必要性について説明を求めたものである。これに対して質問 2 は、本年度の設問 20 問中 10 問は昨年度と全く同じ内容であり、なぜこのように全く同じ内容の設問が 1 年しか経っていない時に必要なかということを知りたいものである。例えば「あなたがお住まいの地域の道路・交通環境や利便性はいかがですか」という設問を毎年くり返すのはマンネリズムであり、区民にとって何のメリットもない。住民の生の声を聞くためには、上記のような設問ではなく、あなたのお住まいの道路・交通環境や利便性にとっていまやって欲しいことは何ですか、と聞くべきであり、私達が言いたいのは 3000 人対照の調査の 1 年後に 1500 人を対象にこのような全く同じ内容の設問が全設問中半数にも及ぶのは異常であり、凡そ無意味だということである。

### 質問3への回答

質問3で22年度の意識調査の設問16についての回答で区民が最も必要としたのは項目10の「ベビーカーや車いすでも移動できる町の整備」となっているにも拘らず、本年度の設問からなぜこの項目が抜けたのかということである。これに対して回答は「今回の区民アンケートの間10については、22年度区民意識調査の間16でお聞きしたような個々のニーズを踏まえながら、第2期栄区地域福祉健康計画の7つの基本方針の中で、区民の皆さんが期待するものをお聞きしたものであり、選択肢を取捨したものではありません」としている。しかし7つの基本方針は例えば担い手の発掘・育成、情報の受発信、交流の場づくりといった極めて広範囲な内容を含む一般論を述べているに過ぎず、具体的に何を示すのかよくわからず、住民にとって希望の項目を選択しようとしてもそれができないことになる。昨年度の調査で区民が必要度の第1位に挙げた「ベビーカーや車いす・・・」の項目はこうして選択肢から消えたため、結果として区民のこの要求も存在しないことになったのである。これは質問で述べたように、行政として「ベビーカーや車いす・・・」の問題について本当にやる意志のないことを示すものとしか考えられないのである。

### 質問4への回答

質問4は昨年度の意識調査の設問22の回答で区民の要求第1位であった「介護保険制度についての情報提供」が本年度の設問からすっぱり抜けている理由について聞いたものであるが、回答は「昨年度の区民ニーズを踏まえ、介護保険の情報提供は窓口での取り組みをはじめ、区民の皆さんに対する情報提供を強化・実践しているところであり、今回のアンケートの選択肢は適当です」となっている。

昨年度の区民ニーズを踏まえて介護保険の情報提供を強化・実践していることは行政として当然のことであるが、そのことを今年度の設問からこの項目を削除するのは不適切であり理解できない。なぜなら、住民のニーズに応じて行政として対策を施したと考えても、区民がそのことを実感しているとは限らず、アンケートで区民の意見を聞くことによってしかその施策が有効で適正なものであったかわからないからである。それをしないで、これこれの施策を行ったから住民の要求に応えたと一方的に決めつけるのは行政の一人よがり過ぎない。その意味で本年度の設問から介護保険制度についての情報提供の項目を削除したのは不適切である。

### 質問5及び6への回答

両質問に対して「質問1への回答と同様です」と回答している。質問5と6は横断南線に関するものであり、質問1とは全く異なるにも拘らず、このような回答をするのは見当違いも甚だしいばかりか、言い逃れ以外の何ものでもなく、区民に対してこのような不誠実な回答をして事を済ませようとするのは区政担当者として決して許されることではない。ただ、これらの問題は今後住民訴訟の場で十分議論する機会があるので、ここではこれ以上言及しないこととする。

### 質問7への回答

昨年の区民意識調査では50問中約半数の設問が複数回答になっており、これらについて間違っただけの集計法で百分率(%)と称するものを算出しているの、この間違いを指摘した。これに対して「複数回答が可能な設問については、回答者数で各選択肢が選択された数を割り返しています。数値は回答者のうち、その選択肢を選んだものの割合を示したもので、集計方法は適正です」と回答している。この中で百分率(%)について一切触れていないのは意識した上でのことなのかどうかかわからないが、私達が間違いを指摘しているのはまさしくその点なのである。この問題は10月7日付文書への回答の1で実例を挙げて詳細に論ずるので、ここではこれ以上言及しない。

## Ⅱ. 10月7日付質問書に対する回答について

1. 栄区は区民意識調査の集計に当たりなぜ平成22年度だけ間違った集計をしたのか、に対する回答  
質問の内容は、栄区は平成17年度に区民3000人を対象に、その後1年毎に約500人を対象にアンケート調査をし、22年度に3000人を対象に意識調査した。このうち22年度の調査の集計に当たり、初歩的且つ重大な間違いを冒したが、このような間違いは17年度の意識調査をはじめ、その後の、1年毎のアンケート調査の集計では一切見られないのである。なぜ22年度だけ重大な集計の間違いを冒したのか不可解であり、その理由を明らかにされたいというものである。

これに対して貴職は「22年度の区民意識調査の集計方法は、過去実施した17年度の区民意識調査及び区民アンケート調査同様に行っており、集計方法は適正です」と回答しているがこれは事実に対する明らかな間違いである。このように断言するのは恐らく集計結果の現物を見ないままの勝手な思い込みか、あるいは両方の現物を対照したがその違いを理解できなかったかのいずれかと考える外ない。いずれにせよ、22年度の集計の間違いを認識して買うためには、現物を対照しながら説明する外なく、以下にそれを示す。尚17年度の区民意識調査の集計法とその後1年毎のアンケート調査の集計法は同じであり、従ってここでは17年度の集計結果と22年度のそれを対比しながら論ずることとする。

いま問題になっているのは複数回答形式の設問についての集計法であり、17年度と22年度の設問各1例を取り上げて比較対照する(資料1と2)。一見して明らかなように、17年度の集計では件数で表示され、22年度の集計では%で表示されており、この違いは決定的に重要な意味をもつのである。集計結果を一方は件数で、他方は%で表示しているのを見て両者の集計法は同じであると言う人がいるとは到底考えられないが、驚くべきことに貴職は回答で両者は同じであると主張しているのである。しかし貴職がどんなに主張してもそれは事実の前に一片の正当さも認められない空しいものでしかないのである。つまり17年度と22年度の集計法が同じであるという貴職の主張は事実によって完全に否定され、これ以上論議する必要は一切ないことをここにはっきりさせておく。

つぎに集計法の内容について論議する必要がある。まず17年度の間3-1の結果(資料1)をみると、8項目の夫々に○印が付せられた数が回答件数として棒グラフで示されている。これは統計学的に正しい一般的な方法であり、わが国はもちろん、世界的にも用いられている。ここで注目すべきことは棒グラフを件数で表示し、%で表示していないことである。これに対して22年度の集計(資料2)をみると、17年度と同じ棒グラフを用いているが、そこで示されている数字は各項目毎の回答数を回答者数1390で割ったものであり、これを%で表示している。これが間違いであることは、資料2に当方が新たに貼付した表を見れば明らかである。というのは各項目毎の%の合計が154.7%と百分率とは全く関係のないとんでもない値になっているからである。これだけでこの集計法は間違いであり、そこに表示された数字は何の意味もないものであることが誰にもわかるのである。%で表示する場合は、各項目毎の回答数を回答総数2152で割った値を示すべきであり、この場合は各項目毎の%の合計は表にみられるように100%となり、集計結果が百分率で正しく示されるのである。

以上の説明で22年度の集計法の間違いが容易に理解できるはずであるが、これまでに同じ説明を市長への行政不服審査請求、監査委員に対する住民監査請求、さらに住民訴訟の訴状においてくり返してきたにも拘らず、貴職は未だに自らの間違いを認識せず、9月7日付質問7及び10月7日付質問1に対する回答で集計方法は適正ですとくり返し述べている。貴職は回答者数で各選択肢が選択された数

を割ったもので、この数値は回答者数のうちその選択肢を選んだものの割合を表したものであるから集計方法は適正であると主張しているが、私達が指摘しているのは%で表すことのできない数値を%で表示しているのは統計学的にも数学的にも許されない間違いだということである。しかもこれは単に集計法の間違いに止まらず、より重大な誤りの原因になる点で決して看過できないものであり、以下にそのことを述べる。

区民意識調査やアンケート調査は、区民が何を求めているかを正しく把握して区政を進める上での基礎資料とするものであり、従って調査結果の正しい集計法によって区民のニーズを正確に知る必要がある。間違った集計法を用いれば、区民のニーズを正しく把握することができず、実際 22 年度の集計ではそのことが起きているのである。以下に資料 2 を参照しながらそのことを示す。

平成 22 年 12 月の市議会で大議員が南線に関する問 13 の結果（資料 2）を見て、早期の完成と圏央道や東名などとつながる利便性の高い道路への期待、つまり南線整備への賛成が 58.9%（30.3+28.6）と多数に上ることを挙げて市長に見解を聞いたのに対して、市長は今回の集計結果から、区民の皆様の南線整備への期待が大きいことを私は改めて感じましたとし、この期待に応じて圏央道の県内他の区間におくれることなく南線の整備を計画的に進めていくと答えている。これは栄区による集計結果を引用して行われた市議会での市長と議員の問答であるが、これは間違った方法で得られた、間違った数値をもとになされたもので全く意味がないばかりか、重大な誤りを冒しているのである。しかもこの間違いは南線整備を望む回答数を膨らますために意図的になされた点で極めて悪質であり、58.9%はその結果得られた虚構の数字である。正しい集計法により得られた数値によると、58.9%は正しくは 38.1%（19.6+18.5）であり（資料 2）、南線整備を望む区民は多数どころかむしろ少数に過ぎないのである。これは極めて重大である。それは区民意識調査の結果に基づいて市長が南線整備を積極的に推進すると言明したが、実はそれは間違った数字をもとになされたものであることが明らかとなり、市長は間違った区民の声に従って市政を進めようとしているからである。歪められた住民の声に従って施策を進めることは行政として決してあってはならないことであり、私達がこの問題を軌軸に、そして厳しく追及し批判するのは、このような間違いが今後も起きることを恐れ、二度とこのようなことが起きないようにするためである。

2. 平成 23 年度の調査業務の委託は 22 年度と同じ業者か、それとも別の業者かとの質問に対して、「調査業務の委託については、現在未定ですが、集計は同様な方法で行う予定です」と答えている。当方が 22 年度の集計方法は間違いであることを再三にわたり指摘したにも拘らず、23 年度の集計も 22 年度と同じ方法で行う予定というのは信じがたいことである。というのは、集計は 22 年度と同様の方法で行う予定ということは、委託業者の如何に拘らず、集計方法は区で決めるので、22 年度と同じ方法を業者に指示するということだからである。ただ本文書で示したように現物を対照しながら 22 年度の集計法の間違いについて説明し、それは正常な理解力がある限り十分理解できるはずであるにも拘らず同じ間違いをくり返すとすれば、それは区民への背信行為として厳しく糾弾されるべきである。
3. 南線についての設問のあり方についての質問で、設問に南線のメリットだけを並べてデメリットは一切言及しないのはアンケートの基本に反する一種の誘導方式であり、とくに南線の建設費 4300 億円のうち 600 億円は横浜市が負担することについて一切言及しないのは不当であるとしたのに対して、設問は客観性と公正性を確保して実施したものであると答えている。しかし南線に関する設問がメリットだけを並べることによって早期完成への期待をもたせる一種のやらせアンケートであることは誰もが認めるところであり、これを公正なものとして認めるのは南線事業推進の立場の人達以外にあり

得ないことは確かである。

4. 質問で、栄区は5年毎に3000人、1年毎に500人の区民を対象に意識調査を行ってきたが、22年度3000人の翌年に前例を破って1500人を対象に調査した理由は何かと聞いたのに対して、21年度には郵送1000人に加え、区づくりカフェに参加した区民の方を対象に実施したと回答している。これによると、21年度に1000人と区づくりカフェ参加者を対象に調査したことが23年度に1500人を対象に調査することの根拠であり、前例であるかのように述べているが、これは納得できない。というのは、21年度は郵送1000人に加えた区づくりカフェ分は103件に過ぎず、これを加えても1100人であり、これをもって23年度に1500人を対象にしたことの根拠にはならない。

また、21年度は18,19,20の3年間500人を対象に調査したあとの1000人であるのに対して、23年度の1500人は22年度の3000人の翌年である点で異常だというのである。さらに不可解なのは、21年度の回答数結果も踏まえ、1500人としたとしていることである。ところが回収率をみると、18年43.4%、19年52.4%、20年45.8%、21年43.8%、22年46.3%となっており、とくに21年の回収率が低いわけではなく、23年度に1500人という多数を対象に調査する根拠になるとは思われないのである。しかしここでも納得いく説明はないま言い逃れがくり返されているのである。

以上、9月7日付及び10月7日付の当方の質問書に対する11月10日付貴回答に対する当方の反論と批判を述べた。貴回答は質問に対して適確に答えることをせず、論点を外した見当外れの議論や、いくつもの質問に対して内容の異なる別の質問に対する回答を当てて事足りりとするなど、区民の質問に誠意をもって答えようとする真摯な姿勢は一切見られず、それは不誠実というよりむしろ不真面目としか言いようのない内容である。とくに区民意識調査結果の集計法の間違いについて再三にわたりこれが数学的に無意味なものであることを丁寧に説明したにも拘らず、自らの間違いを認めようとしないうる異常という外なく、横浜市職員としての適格性を疑わせるに十分である。

このような頑な態度に終始するのは恐らく住民に指摘されて自らの誤りを認めることを深しとしない傲慢なお上意識によるものと思われる。しかし明らかな間違いを指摘されたらそれを率直に認める謙虚さは何人にとっても必要であり、況や公僕として区民・市民への奉仕者としての区政担当者としては尚更である。しかし貴回答にはそれが全くみられないが、今回の当方の指摘により直ちに間違いの訂正がなされなければならない。そうでないと、間違った情報が区民・市民に対して提供される状況が今後も続いていくことになり、それは区民・市民に対する許し難い背信行為だからである。私達は区政担当者として貴職が事の重大さを認識され、当方の指摘した間違いを早急に訂正することを重ねて強く求めるものである。

以上

#### 資料一覧

資料1 平成17年度栄区民意識調査報告書 抜粋コピー 平成18年3月横浜市栄区役所  
資料2 平成22年度栄区民意識調査報告書 抜粋コピー 平成22年11月22日栄区区政推進課